

福井県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月9日

福井県監査委員	兼井 大
同	山浦 光一郎
同	五十嵐 昌子
同	伊藤 和弘

## 定期監査等の結果および意見

### 第1 監査の概要

県の機関における財務に関する事務の執行について、福井県監査委員監査基準（令和2年福井県監査委員告示第5号）に準拠し、定期監査等を実施した。

#### 1 公表の対象機関

今回公表の対象とするのは、令和5年7月から8月までの間に定期監査等を実施したもののうち、普通会計（本庁）および公営企業会計に係る124機関である。

#### 2 監査の主眼および重点事項等

(1) 定期監査（財務監査）においては、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織および運営の合理化に努めているかを主眼として監査を行った。また、次の3点を重点事項として実施した。

- ア 現金等の取扱いについて
- イ 補助金の執行について
- ウ 公用車の管理について

(2) 行政監査においては、次のテーマについて経済性・効率性・有効性の観点から実施した。

- ア 電子決裁・文書管理システムの運用状況について

#### 3 監査の実施内容

対象124機関のうち、116機関については実地監査を、8機関については書面監査を実施した。

	対象機関	本庁	出先機関	計	計	
					実地監査	書面監査
普通会計	知事部局	74	0	74	66	8
	会計局	3	0	3	3	0
	教育委員会	6	0	6	6	0
	各種委員会	3	0	3	3	0
	公安委員会	33	0	33	33	0
	議会局	1	0	1	1	0
公営企業会計		3	1	4	4	0
計		123	1	124	116	8

#### (1) 実地監査について

対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果を踏まえ、監査委員が対象機関の関係者から説明を受けて実施した。

なお、議員のうちから選任される監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、議会局の監査のうち政務活動費に係る監査に加わらなかった。

#### (2) 書面監査について

対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果に基づき、監査委員が書面により令和5年7月14日に実施した。

## 第2 監査の結果

### 1 概要

監査を実施した結果、是正または改善を要する事項は126件であった。なお、勧告に該当する事項はなかった。

区 分	勧告	指摘事項	指導事項	計
	0 件	0 件	0 件	0 件
予算関係	0	0	0	0
収入関係	0	2	9	11
支出関係	0	4	39	43
契約関係	0	0	29	29
工事関係	0	0	2	2
財産管理関係	0	11	24	35
その他	0	1	5	6
合 計	0	18	108	126

※監査結果の処理区分については、次のとおりである。

#### 《勧告》

次に該当するもので監査委員が特に必要と認めるもの

- ・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
- ・ 故意または過失が原因となっているもの

#### 《指摘事項》

- ・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
- ・ 故意または過失が原因となっているもの

#### 《指導事項》

- ・ 指摘事項にまでは至らないが、適正を欠くもの

## 2 部局別の実施状況

### (1) 普通会計

#### ア 総務部

##### (ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
知事公室秘書課	5. 8.23	財産活用課	5. 8.23
知事公室広報広聴課	5. 8.23	情報公開・法制課	5. 8.23
財政課	5. 8.23	大学私学課	5. 8.23
税務課	5. 8.23	市町協働課	5. 8.23
人事課	5. 8.23		

##### (イ) 結果

- 指摘事項はなかった。
- 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

イ 未来創造部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
未来戦略課	5. 7.19	新幹線・交通まちづくり局 新幹線建設推進課	5. 7.19
D X推進課	5. 7.19	新幹線・交通まちづくり局 地域鉄道課	5. 7.19
女性活躍課	5. 7.19	新幹線・交通まちづくり局 交通まちづくり課	5. 7.19
県民協働課	5. 7.19	統計調査課	5. 7.19
新幹線・交通まちづくり局 新幹線政策連携室	5. 7.14		

(イ) 結果

α 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

(a) 財産管理関係

- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。

(修繕費 149,047円)

(未来戦略課)

β 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ウ 防災安全部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	5. 7.14	消防保安課	5. 8.21
県民安全課	5. 8.21	原子力安全対策課	5. 8.21
危機管理課	5. 8.21		

(イ) 結果

α 指摘事項はなかった。

β 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

エ 交流文化部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	5. 7.14	新幹線開業課	5. 7.31
魅力創造課	5. 7.31	文化・スポーツ局 文化課	5. 7.31
定住交流課	5. 7.31	文化・スポーツ局 スポーツ課	5. 7.31
観光誘客課	5. 7.31	文化・スポーツ局 ふくい桜マラソン課	5. 7.31

(イ) 結果

α 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

(a) 財産管理関係

- ・ 公用車を損傷し、修繕費等の支払が発生していた。  
(修繕費等 116,193円、99,451円)

(文化・スポーツ局スポーツ課)

(b) その他

- ・ 委託契約において、支出証拠書類を紛失し、偽造により作成し直しているものがあった。  
(文化・スポーツ局文化課)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

オ エネルギー環境部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	5.7.14	循環社会推進課	5.8.21
エネルギー課	5.8.21	自然環境課	5.8.21
環境政策課	5.8.21		

(イ) 結果

a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

(a) 支出関係

- ・ 補助金について、実績報告書の受理後、額の確定の手続が特段の理由なく著しく遅れているものがあった。  
(自然環境課)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

カ 健康福祉部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	5.7.14	児童家庭課	5.8.8
地域福祉課	5.8.8	健康医療局健康政策課	5.8.8
長寿福祉課	5.8.8	健康医療局地域医療課	5.8.9
障がい福祉課	5.8.8	健康医療局保健予防課	5.8.8
こども未来課	5.8.8	健康医療局 医薬食品・衛生課	5.8.9

(イ) 結果

a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

(a) 収入関係

- ・ 昨年度に引き続き、栄養士免許申請手数料について、証紙の抹消を誤り、過誤納金として還付しているものがあった。  
(健康医療局健康政策課)

(b) 支出関係

- ・ 昨年度に引き続き、補助金について、補助事業に要する経費が20%以上減額になったにもかかわらず、補助事業計画変更承認手続を執っていないものがあった。  
(児童家庭課)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

キ 産業労働部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	5. 7.14	産業技術課	5. 8.18
経営改革課	5. 8.18	商業・市場開拓課	5. 8.18
労働政策課	5. 8.18	国際経済課	5. 8.18
成長産業立地課	5. 8.18		

(イ) 結果

α 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

(α) 支出関係

- ・ 報償費および旅費について、債権者を誤って支出し、後日返納を受けているものがあつた。  
(経営改革課)

β 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ク 農林水産部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	5. 7.14	農村振興課	5. 8. 7
流通販売課	5. 8. 7	農地保全整備課	5. 8. 7
福井米戦略課	5. 8. 7	水産課	5. 8. 7
園芸振興課	5. 8. 7	県産材活用課	5. 8. 7
中山間農業・畜産課	5. 8. 7	森づくり課	5. 8. 7

(イ) 結果

α 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

(α) 支出関係

- ・ 昨年度に引き続き、補助金について、補助金額に影響はなかつたものの、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査しているものがあつた。  
(流通販売課)

(β) 財産管理関係

- ・ 昨年度に引き続き、郵便切手類について、郵便切手類出納簿への登記を適正に行っていないものがあつた。  
(園芸振興課)

β 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ケ 土木部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	5. 7.14	砂防防災課	5. 8. 3
土木管理課	5. 8. 3	港湾空港課	5. 8. 3
道路建設課	5. 8. 3	都市計画課	5. 8. 3
高規格道路課	5. 8. 3	建築住宅課	5. 8. 3
道路保全課	5. 8. 3	公共建築課	5. 8. 3
河川課	5. 8. 3		

(イ) 結果

α 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

(α) 財産管理関係

- ・ 不注意によりパソコンを損傷し、修繕費を支出していた。

(修繕費 133,100円)

(河川課)

β 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

コ 会計局

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
審査指導課	5. 8.22	工事検査課	5. 8.22
会計課	5. 8.22		

(イ) 結果

α 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

(α) 財産管理関係

- ・ 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。

(損害賠償額 42,768円、修繕費 174,009円)

(審査指導課)

β 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

サ 教育委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
教育政策課	5. 8.17	義務教育課	5. 8.17
教職員課	5. 8.17	生涯学習・文化財課	5. 8.17
高校教育課	5. 8.17	保健体育課	5. 8.17

(イ) 結果

α 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

(α) 財産管理関係

- ・ 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。

(損害賠償額 193,028円、修繕費 92,708円)

(高校教育課)

β 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

シ 各種委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
監査委員事務局	5. 7. 14	労働委員会事務局	5. 7. 18
人事委員会事務局	5. 7. 14		

(イ) 結果

指摘・指導事項はなかった。

ス 公安委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
総務課	5. 8. 4	捜査第二課	5. 8. 4
県民サポート課	5. 8. 4	組織犯罪対策課	5. 8. 4
警務課	5. 8. 4	鑑識課	5. 8. 4
教養課	5. 8. 4	科学捜査研究所	5. 8. 4
会計課	5. 8. 4	機動捜査隊	5. 8. 4
厚生課	5. 8. 4	交通企画課	5. 8. 4
監察課	5. 8. 4	交通指導課	5. 8. 4
留置管理課	5. 8. 4	交通規制課	5. 8. 4
情報管理課	5. 8. 4	運転免許課	5. 8. 4
生活安全企画課	5. 8. 4	交通機動隊	5. 8. 4
地域指導課	5. 8. 4	高速道路交通警察隊	5. 8. 4
人身安全・少年課	5. 8. 4	公安課	5. 8. 4
生活環境課	5. 8. 4	警備課	5. 8. 4
サイバー犯罪対策課	5. 8. 4	機動隊	5. 8. 4
地域機動警察隊	5. 8. 4	原子力施設警備隊	5. 8. 4
刑事企画課	5. 8. 4	警察学校	5. 8. 4
捜査第一課	5. 8. 4		

(イ) 結果

a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

(a) 財産管理関係

- ・ 公用車の事故（人身1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。  
（損害賠償額 32,878円） （人身安全・少年課）
- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。  
（修繕費 569,327円） （地域機動警察隊）
- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。  
（修繕費 445,632円） （捜査第一課）
- ・ 公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。  
（損害賠償額 266,277円） （組織犯罪対策課）
- ・ 訓練用自動二輪車の転倒により、個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。  
（損害賠償額 169,015円、459,789円） （交通機動隊）

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。



## セ 議会局

### (ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日
議会局	5. 8.22

### (イ) 結果

- a 指摘事項はなかった。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

## (2) 公営企業会計

### ア 公営企業

#### (ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
県立病院 (病院事業会計)	5. 8. 9	長寿福祉課 (病院事業会計)	5. 7.18
公営企業課 (工業用水道事業会計) (水道用水供給事業会計) (臨海工業用地等造成事業会計) (臨海下水道事業会計)	5. 7.18	河川課 (流域下水道事業会計)	5. 7.18

### (イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
  - (a) 収入関係
    - ・ 下水道料金の算定を誤り、178,086円の過大徴収となっていた。また、これにより還付加算金が発生していた。

(公営企業課(臨海下水道事業会計))

- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

## 3 指導事項

改善を求めた指導事項の主なものは、次のとおりである。

### (1) 収入関係

- ・ 公舎貸与料や庁舎維持管理負担金の算定を誤り過大に徴収し、還付しているものがあつた。

### (2) 支出関係

- ・ 履行確認検査は、支払遅延防止法により、検査の時期を書面により約定しないときは、完了した旨の通知を受けた日から10日以内に行うとされているが、委託契約において、検査が遅れているものがあつた。
- ・ 通信料等の支払手続を誤ったため、口座引落不能となっているものや、支払期限を超えて支払っているものがあつた。

### (3) 契約関係

- ・ 委託契約において、一括して発注が可能であるにもかかわらず、特段の理由なく分割して発注しているものがあつた。
- ・ 会計局への購入依頼をしなければならない物品調達において、所属で購入しているものがあつた。
- ・ 委託契約において、契約書に契約不適合責任に関する条項等を定めていないものがあつた。

- (4) 工事関係
  - ・ 工事設計委託の変更において、3割を超える契約金額の増加があったにもかかわらず、契約保証金の増額をしていないものがあった。
- (5) 財産管理関係
  - ・ 新たに取得した備品について、備品台帳に登録する金額を誤っているものがあった。
- (6) その他
  - ・ 出納員等による月1回の会計書類と帳簿の照合を行っていない所属があった。

#### 4 重点事項等

改善を求めた指導事項等の主なものは、次のとおりである。

##### (1) 定期監査（財務監査）

###### ア 現金等の取扱いについて

- ・ 郵便切手類について出納簿への登記を適正に行っていないものがあった。
- ・ 現金領収した手数料について、指定金融機関への払込みが遅れているものがあった。

###### イ 補助金の執行について

- ・ 交付要綱において交付申請書に添付を必要としている「県税の納税状況の確認に関する同意書」を、交付決定後に徴しているものがあった。
- ・ 交付決定前着手について、適正な手続が執られていないものがあった。
- ・ 補助事業に要する経費が20%以上減額になったにもかかわらず、補助事業計画変更承認手続を執っていないものがあった。

###### ウ 公用車の管理について

- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。
- ・ 運転日誌の酒気確認欄の記載が漏れているものがあった。
- ・ 車歴台帳を整備していないものがあった。また、内容を最新のものに更新していないものがあった。

##### (2) 行政監査

###### ア 電子決裁・文書管理システムの運用状況について

- ・ 電子決裁対象文書について、特段の理由なく紙決裁としている所属があった。
- ・ 電子決裁対象文書で原本保存が必要な紙文書について、福井県電子決裁運用方針に定められた方法により保存していない所属があった。

### 第3 監査の意見

監査の結果について、次のとおり意見を付す。

- 1 支出事務、財産管理事務、契約事務を中心に、軽微な誤りや基本的な手続の不備が多く見受けられた。原因を把握した上で実効性のある再発防止策を講じるとともに、職員相互による内部チェックが形骸化することなく十分に働くよう、さらなる内部統制の充実強化、効果発現に努められたい。  
また、財務会計システムの再構築をはじめとする各種システムの構築にあたっては、デジタル技術を活用し、誤りを未然に防止できるよう努められたい。
- 2 補助金交付事務については、交付決定や額の確定までの手順誤りや、計画変更承認が適正でないものなど、不備が多く見受けられたことから、改めて補助金交付要綱、補助金交付事務マニュアル等を厳守した適正な事務執行の徹底を図られたい。

- 3 公用車の事故等による修繕費の支出が多く発生している。県は交通安全、交通事故抑止を推進する立場であることを十分に認識し、安全運転意識の醸成に努めるとともに、事故の原因を分析し、未然防止に向けた対策を強化されたい。  
また、令和5年12月からの改正道路交通法施行規則の施行に伴い、運転前後における酒気確認等の適切な実施を徹底されたい。
- 4 地方公共団体の契約は一般競争入札を原則としており、契約締結に当たっては、競争性のある契約方法をとることができないか十分に検討を行うことが必要である。  
一定金額以内の契約については、随意契約によることができるが、一括して発注可能である契約を分割して発注しているものがあつたので、公正性や経済性の確保の観点から適正な事務の執行に務められたい。  
また、特命随意契約とする場合においても、業務内容や範囲を精査し、競争が可能な部分は分割して契約を行うなど、競争性を確保するよう務められたい。
- 5 収入関係事務において、県税をはじめとする未収金については、これまでも県民負担の公平性確保の観点からその解消や発生防止に取り組まれているが、回収困難案件への対応方法等について、「債権回収アドバイザー」による相談制度の積極的な活用等を図り、引き続き適正な債権管理に取り組まれたい。
- 6 電子決裁・文書管理システムが令和4年4月から稼働し、文書の起案・決裁・保存等は電子化して行うこととなっているが、特段の理由なく紙決裁としているものや、誤った処理が多数見受けられた。業務効率化や職員の働き方改革等の推進のため、適切な運用を徹底されたい。